

令和3年度 「学生等の学びの継続のための緊急給付金」について

令和3年12月23日（木）に文部科学省より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより、学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急的に支援するため、「学生等の学びの継続のための緊急給付金」という政策が発表されました。

申請書等の様式を下記に設置しましたので、申請を希望する人は期日までに提出をしてください。

詳細は文部科学省ホームページ（下記参考）をご覧ください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html

〈対象者〉

下記の〈申請のための要件〉①~⑤の全てを満たす学生 一律 10万円

※令和3年12月末にメールにて連絡を行った学生（給付奨学金受給者）は、今回の募集の対象外です。

※大学ごとに推薦枠があるため、要件を満たした対象の学生であっても、給付金がもらえない場合があります。

〈申請のための要件〉

- ① 原則として自宅外で生活をしていること ※自宅生についても経済的に家庭から自立している学生等は対象。
- ② 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（学費含め年間約150万円以上を目安とする）
- ③ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
- ④ アルバイト収入への影響により、下記いずれかの状況になっていること
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で、想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している
 - ・コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上の減少）し、その状況が本年度になっても改善していないこと
 - ・アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている
- ⑤ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと

- ・新制度に申込をしている又は今後利用を予定している者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者
- ・新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者
- ・要件を満たさないため新制度や第一種奨学金を利用できないが、大学独自の奨学金や民間等を含め、申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者、又は利用を予定している者

〈提出書類〉

〈全員〉

- ・【様式1】 学生等の学びを継続するための緊急給付金 申請書
- ・【様式2】 学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

〈要件に係る証明書類：該当書類〉

- ・奨学生証又は住民税非課税証明書
- ・アルバイト先からの給与明細（減額前・減額後）
- ・アパート等の賃貸契約書等の写し（自宅外通学生のみ）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出が可能な場合）
- ・預貯金通帳の写し（任意）

〈本学申請期間〉

令和4年1月5日（水）～令和4年1月12日（水）18：00（厳守）

〈提出先〉

学生生活課 窓口（窓口開閉時間：平日 9：00～18：00）

〈参考〉

○文部科学省ホームページ

「学生等の学びの継続のための緊急給付金」について：学生の皆様へ

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html

※下記PDFの申請書等がダウンロードできない場合には、文部科学省のホームページにも掲載されていますので、そちらからダウンロードをしてください。